

平成 25 年度学校薬剤師研修会報告

会場：千葉ホテルスプリング幕張

報告者 本部理事 岡本敬子

本部理事 松田京子

1) 学校保健における学校薬剤師の役割 ～子供たちの今日あと明日のため～

文部科学省調査官 北垣邦彦 先生

現在大学以外の学校には学校薬剤師を置くものと学校保健安全法 23 条で定められており、約 4 万校のうち 90% 学校薬剤師を置いている。だが実際学校薬剤師として登録されているのは 17000 人ほどで、何校も担当している薬剤師がいると思われ、特定の学校薬剤師に過重な負担がかかっていないか見直す必要性があるとのことであった。また学校薬剤師として任命された以上「学校環境衛生基準」の把握、担当校の現状、問題点への指導助言を適切に行わなければならない。保健委員会に参画することで現状の問題点も理解できるので、ぜひ顔をだし薬物乱用教室での指導をはじめ顔の見える薬剤師になることの重要性をお伝えされた。

2) 学校薬剤師が行う学校環境衛生の実際について

岐阜薬科大学 永瀬 久光 先生

①近年の薬剤師国家試験問題では 6 年制になってから実務と理論の両面から出題されることが多くなっているようで、少しひねった問題も出題されるようになってきている。それまでは法が改訂されたときに法を浸透させるために出題されることが多かったようだが、最近は毎回出題されてるとのことであった。

② 6 年制になってから、それまでは衛生などの授業で実習することはあっても、実際の現場で実習することは少なかったが、大学以外の現場である学校で学校薬剤師についていき、実

際に測定など経験することにより、学校薬剤師の職務に就きたい学生も多くなっている。→ 学校薬剤師が不足しているということだが、募集要項の見直しなどで若い薬剤師も採用できると思うとのことであった。

③ これからの課題については、まず顔の見える学校薬剤師になるように。例えば小学生に聞いても学校薬剤師の存在を知らない子供がほとんどである。せめて年に数回の保健会には顔を出すように、またその席では測定結果の報告や、今の環境についての話題などをすることで学校の先生方から相談をされることも多くなるのではとのことである。

④ 定期検査の実施状況については 飲料水、空気、照度に関してはかなりの実施率であったが、騒音については立地が環境のよいところというだけで割愛されてることが多い、騒音レベルの基準には備考として測定結果が著しく基準値を下回る場合には以降環境変化が認められない限り次回から省略可能となっているので一度はする必要がある。

黒板色彩の実施率も 24% であるが、実際検査してみて薬剤師から指導助言すると黒板きれいになること多いので、色が褪せてるような教室狙って検査して欲しい。また水の検査で業者を利用する学校も増えてきているが、サンプリングはアルバイトであったり、共洗いもせずサンプリングすることも多いので、業者を利用する場合もサンプリングに立ち会うことが重要である。

⑤ プールの排水による事故について

昨年岐阜県で多発したようだが、残留塩素濃度が高いまま排水し、その結果付近の川の魚が死んで浮いている事例があった。中和剤の量を確認するなどして水生生物へ影響及ぼさないような塩素の使用方法を熟知する必要がある

3) 学校薬剤師が知っておくべき薬物乱用の現在

国立精神保健研究所 薬物依存研究部部長 和田 清先生

① 薬物乱用は 1950 年代半ばの第一次乱用期、1970 年～1990 年代初期の第二次乱用期、そして 1990 年代半ばから現在に至る第三次乱用期に分けられる。第 2 次では有機溶剤（所謂シンナー遊び）で捕まる人が多かったが、第 3 次になると薬物が容易に手に入るようになっており、シンナー遊びは馬鹿になれるような時代となっている。また **薬物関連精神疾患患者の原因薬物内訳をみると、2012 年になり今までなかった脱法ハーブがあつという間に拡大して 2 位になっている**。また、**睡眠薬や向精神薬、抗不安薬が原因で入院する人が多くなってる**。

②近年の薬物乱用の特徴として**覚せい剤や有機溶剤にかわり、法的に捕まらない薬物へ移行している。**

覚せい剤はすぐに捕まるが、大麻は所持していると捕まるが、比較的捕まりにくいため確実に浸透してきているようだ。**規制薬物の一部の構造を変更することで、同じような作用を持つが、法規制を免れる薬物が出てくる（脱法ハーブ）。**新たに規制薬物に加えても、また更に構造を一部変えてくるといったたちごこの状態である。また近年でまわっている薬物の中には、**カンビノイドの基本骨格と全く異なる薬物もでてきている**（ますます法では捕まらない）

③脱法ハーブには抑制系、興奮系、両方の混合などいろいろあり、大麻成分に似た合成カンビノイドを成分とするが、この合成カンビノイドは天然大麻よりずっと協力的な作用を持つ。しかも、安価で入手しやすいなどの困った特徴がある。**マウス実験でもその毒性はかなり強く、脳の神経細胞をやっつけることがわかっている。**

④脱法ハーブはいろいろ混ざっていたりして、成分不明の何が起きるかわからないものである。**→道に落ちてる何か、食べ物かわからないものを口にのと同じ。**子供たちに中身のわからないものを体内に取り入れることの怖さを伝える必要がある。今までは法に触れるから使ってはいけないといった思いで使わない人もいたと思うが、これからは法には触れないことの方が多いため（法による取締りの限界）そのような伝え方でなく本当の薬物の依存性、毒性（急性中毒死の恐怖）を伝える必要がある。

⑤次に中学生を対象に喫煙、飲酒の経験率についての調査をされたところ、喫煙、飲酒とともに下がってきている。また薬物の経験率もさがってはいるが、**2012年になり脱法ドラッグを入手したことがある割合が一気にのしあがっている。**

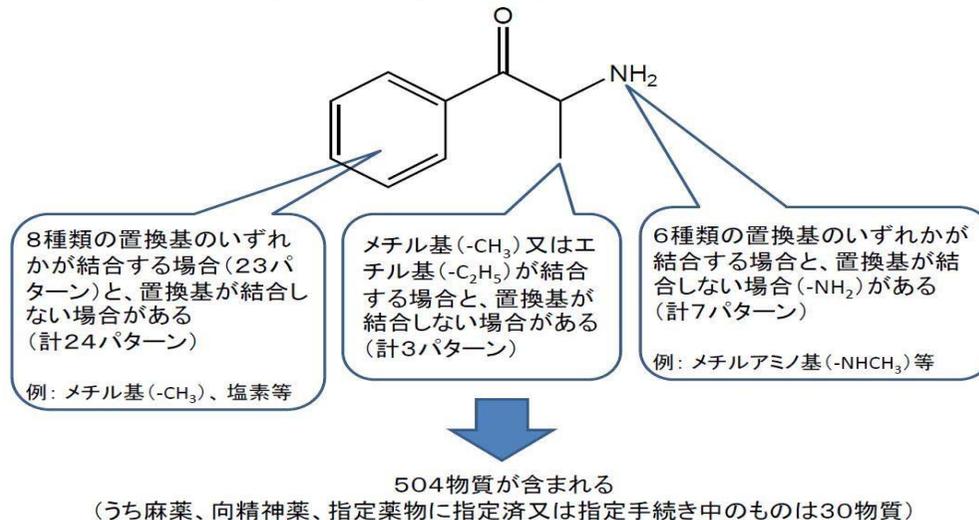
⑥有機溶剤の乱用による害をどれだけ理解できているかを調べたところ 2006 年をピークにさがってきている。正しい知識を教えていれば薬物にそう簡単には手を出さないであろうし、学校での薬物の教育がますます必要になると思われる。

予想以上に脱法ハーブは身近なものになってきており、確実に浸透してきているようだ。以前の薬物と比べてもどのような毒性があるかわからないようで、恐怖を感じるとともにこれ以上広がらないように、また子供たちが被害に合わないようにするためにも大人が怖さを伝えていかなければならないと思った。

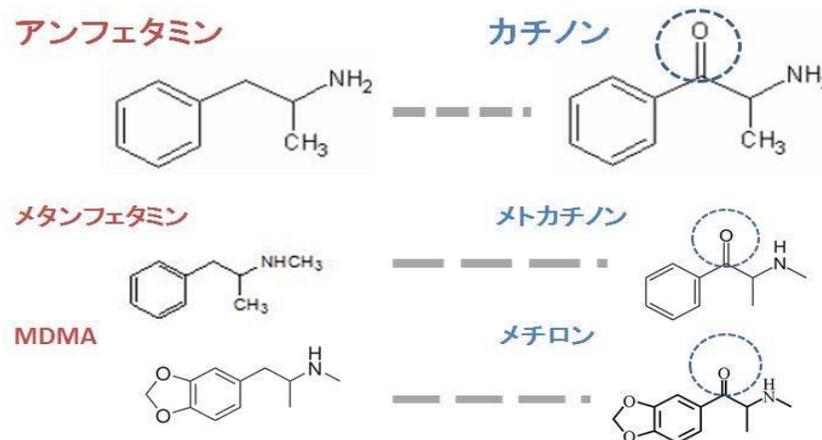
以上

今回の包括指定の範囲のイメージ

カチノン(2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン)



今回の包括指定の範囲のイメージ厚生労働省の報道発表資料(下記参照)より転載(2013年9月17日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000023201.html>



文責：守谷まさ子